

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年9月20日開催 日本証券業協会]

1. 令和4年台風第14号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和4年台風第14号による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風第14号に伴う災害等に対し、山口県、高知県、そして、九州地方全域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）の計9県に災害救助法が適用され、これを受け9月20日、各財務局等より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 要請地域で営業している証券会社の他、台風の影響により被害が発生しているその他の地域で営業している証券会社におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 2022 事務年度金融行政方針（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 本方針の内容は、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目

線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、

- ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
- ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、

などを盛り込んだ。

○ 本方針の内容の中から、サステナブルファイナンスの推進について、3点述べたい。

- ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
- ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組を促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
- ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用方針においてESG要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどのような課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。

○ 各証券会社におかれては、ESG投信やサステナブルファイナンス関連有価証券の引受・販売を通じ、市場機能の発揮に重要な役割を果たしていただい

ている。こうした取組を通じて気づかれた具体的な課題等について、有識者会議の場などを通じ、引き続き意見をいただきたい。

3. 2022 事務年度金融行政方針（業態横断的なモニタリング方針）

- 金融行政方針には、業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。是非、金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、協力いただきたい。

4. 2022 事務年度金融行政方針（証券会社に対するモニタリング方針）

- 証券会社に対するモニタリング方針として、主に以下の点を盛り込んでいる。
 - ・ 経営陣の強いリーダーシップの下、顧客本位の業務運営の取組みを深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組みが行われるよう対話
 - ・ 不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリング
 - ・ グローバルな事業展開を行う大手証券会社については、海外戦略に関して対話をしつつ、リスクイベント発生時においても海外拠点を含む関係者間の円滑な意思疎通が確保され機敏な対応が実行可能であるかなど、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の状況についてモニタリング
 - ・ オンライン取引を行う証券会社については、自社の規模に応じて十分な形でシステムリスク上の課題に対応できているかについてモニタリング

- こうした点を含め、各社の特性とそれに応じた課題を十分に踏まえて、深度ある対話を中心にモニタリングを継続する。

5. REVICareer(レビキャリア)への個人登録開始について

- 2022年8月26日、REVICに整備した人材プラットフォーム「REVICareer(レビキャリア)」において、大企業社員の個人登録を開始した。
- REVICareerの人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があがっており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったもの。
- 人事部で登録者を登録・管理いただいている金融機関においても、個人登録の枠組みを活用して、登録・管理の負担軽減に繋げていただくこともできると考えており、不明点等あれば、金融庁まで遠慮なく問合せいただきたい。

6. 金融機関におけるカーボン・クレジット取引等の取扱いについて

- 気候変動対策への世界的な要請の高まりに伴い、カーボンニュートラルの実現に向けて、民間主導によるボランタリークレジットを中心にカーボン・クレジット取引が国際的に活発化している。例えば、世界におけるカーボン・クレジットの発行量は足元10年間で約10倍に増加している。
- 国内においても、東京証券取引所が、経済産業省の委託を受け、カーボン・クレジット市場に係る実証事業を行うこととなった。今回の実証事業では、2種類のカーボン・クレジットについて売買の実証が行われるが、このうち「Jクレジット」については、既に参加者登録や説明会が開始されており、9月22日に予定されている売買開始に向け準備が進められていると承知。
- 金融機関がカーボン・クレジットを取り扱う場合には、業務範囲規制との関係で、取り扱おうとするカーボン・クレジットが「(算定割当量に)類似するもの」に該当するか整理が必要となる。この点、「Jクレジット」、「JCMク

レジット」及び法令（外国の法令、米国州法を含む。）に基づくクレジットについては、「（算定割当量に）類似するもの」に該当すると考える。

- また、ボランタリークレジットを含むその他のカーボン・クレジットについては、金融機関自らが、「（算定割当量に）類似するもの」に該当するか否かを的確に判断できるよう、金融庁としても環境整備を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献したい。

7. 金融庁電子申請・届出システムについて

- 金融庁の電子申請・届出システムについては、現在、2014年から稼働している旧システムと2021年6月に運用を開始した新システムが併存しているが、2022年10月14日をもって旧システムでの受付を終了する予定である。
- 証券業界においては、登録金融機関の外務員の登録や業務又は財産の状況に関する報告書の提出などについて、オンラインによる手続が進んでいるところ。今般、旧システムでの受付終了を終了するが、引き続き新システムを積極的に利用いただきたい。

8. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 2022年9月9日、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事業者の報告を取りまとめ、公表したものである。
- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われ

ていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。

- 金融事業者が顧客本位の業務運営の「見える化」に取り組むことは、
 - ・ 自らの取組みの差別化を示すことができるなど、顧客を含む様々なステークホルダーに対するPRになる、
 - ・ 経営陣が営業職員の顧客に向き合う姿勢を検証できる、
 - ・ 営業職員が日頃の営業姿勢を見直す良い契機にもなる、
- と考えられるため、各社におかれては、その趣旨を理解の上、経営陣の十分な関与の下で、しっかりと対応いただきたい。

9. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、ラジオ CM の配信などの政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っているところ。
- 2022年3月に実施したオンライン広告の配信では、金融庁のHPへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月15日から再度、オンライン広告を実施しているので、是非確認いただきたい。

10. 令和5年度税制改正要望について

- 税制について、2022年8月31日、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- NISAの抜本的拡充については、国民にとって、簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度にするとの観点から、

- ・ 制度の恒久化
- ・ 非課税保有期間の無期限化
- ・ 年間投資枠・非課税限度額の拡大
- ・ つみたて NISA を基本としつつ、一般 NISA の機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入
- ・ つみたて NISA の対象年齢を未成年者まで拡大

等の要望をしている。

○ このほか、

- ・ 金融所得課税の一体化
- ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化
- ・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長等についても要望している。

○ 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界各位におかれても、引き続き協力いただきたい。

11. IOSCO の世界投資者週間（WIW）の開催について

○ IOSCO では、投資者教育及び投資者保護を促進することを目的として、2017 年より毎年「世界投資者週間（WIW）」を定めており、協会や日本取引所グループとともにこれまでイベント実施などで対応を行ってきた。

○ 我が国では、2022 年の世界投資者週間は、10 月 3 日から 10 月 9 日での実施を予定しており、協会においても、若年層や個人投資家への周知活動やウェブでの動画配信等の取組みを行うものと承知している。協会のこれまでの積極的な参画・協力を改めて感謝するとともに、今年も協力いただきたい。

（以 上）